

高知県中小企業等働き方改革推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。）第24条の規定に基づき、高知県中小企業等働き方改革推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助事業者」とは、高知労働局から委託を受けて、「高知県働き方改革推進支援センター」（以下「センター」という。）を開設・運営する事業者をいう。

2 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいう。）及び創業を予定する者をいう。

(補助金の交付の目的)

第3条 県は、県内の中小企業者等における働き方改革を推進するため、個々の企業の事業戦略の作成・実行支援と、労働条件の整備等を一体的、かつ円滑に進めるための事業の経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

2 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者には通知するものとする。

2 第5条第1項の補助金交付申請書を受理してから、当該申請に係る前項の規定による補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 知事は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者が、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、同項の補助金交付決定通知書を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助事業の変更の申請)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金額の20パーセントを超えない範囲内での補助金額の減額
- (2) 補助対象事業の経費区分相互間における交付決定額の20パーセントを超えない範囲内での変更
- (3) 補助目的に変更をもたらすものでない事業計画の細部の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第4号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月20日のいずれか早い日までに別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項のただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項のただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第8号様式による消費税仕入れ控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定による承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の支払い)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って

その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を勘案して知事が別に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、事前に別記第9号様式による財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入収入が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（補助金の返還）

第18条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その返還をさせることができる。

（グリーン購入）

第19条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第20条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月16日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月2日から適用する。
- 3 この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第13条第3項、第16条から第18条、第20条の規定は、同日以降なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係、第9条）

高知県中小企業等働き方改革推進事業費補助金
補助対象経費

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率
(1) センター開設等事業	センターの開設及び運営管理	賃金、共済費、福利厚生費、会議費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	定額
(2) 電話等による個別相談事業	労務管理等の専門家による相談窓口での個別相談対応	謝金、旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料並びに使用料及び賃借料	
(3) 企業訪問による個別コンサルティング事業	労務管理等の専門家の企業訪問による個別コンサルティング	謝金、旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料並びに使用料及び賃借料	
(4) 出張相談事業	市町村商工会議所等における出張相談	謝金、旅費、会議費、通信運搬費、手数料、委託料並びに使用料及び賃借料	
(5) セミナー開催事業	市町村商工会議所等における働き方改革普及セミナー等の開催	謝金、旅費、会議費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料	
(6) 広報・啓発事業	相談窓口及び企業訪問等において行う企業支援の内容及び出張相談会・セミナー等についてホームページ、チラシその他の方法により情報提供する事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、広告料及び委託料	
(7) 関係機関との連携事業	「高知県よろず支援拠点」、「高知県働き方改革推進会議」のその他関係機関との連携に関する事業	会議費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料並びに使用料及び賃借料	

(注) 各事業とも補助対象となる経費について、各々の積算明細の資料を添えてください。

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。